

# 建設工事における内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札の見直しについて

## 1 現状

- ① 内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札は、「積算根拠の明確化」と「施工体制の適正化」を目的として、一定規模以上の工事において、入札時に内訳書等の提出及び下請要件を確認する資料の提出を義務付けている。
- ② また、県外企業が入札参加する案件で、地域の雇用を確保する必要がある場合に、県内本店の下請負人への下請契約予定額の比率を示す「県内下請比率」を要件として設定している。
- ③ 本方式は、「積算根拠の明確化」により下請負人を保護するために、平成17年4月から試行しているものであるが、その後発出された「建設業法令遵守ガイドライン(平成19年6月国土交通省)」に基づき、元請下請間の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引、施工体制の適正化等により、下請負人の保護に関する制度が充実してきている。
- ④ さらに本方式は入札時に下請負人への見積り依頼や書類作成提出を求めることから、受注者及び下請負人に負担を強いており、改善を求められている。

【参考：「下請110番」相談件数 H17：48件 → H30：0件】

## 2 見直し内容

内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札は、県外企業が下請けを活用する工事（橋梁上部工工事等）のみを対象とし、一定規模以上の工事における内訳書等の提出義務を廃止する。

- ① ・ 予定価格が概ね2億円以上の大規模工事  
・ 予定価格が8,000万円以上の土木一式および建築一式工事 } ⇒ **【廃止】**
- ② 県外企業が入札参加する案件の場合において、県内本店の下請負人への下請契約予定額の比率を示す「県内下請比率」を要件として設定する工事 ⇒ **【継続】**

## 3 効果

受発注者の負担の軽減と入札手続き期間の短縮が図られる。(34日→25日)

## 4 実施時期

平成31年3月の公告案件から適用